

今日の報告会には、どうしても日程のご都合がつかないということで、ご参加いただきました。米田先生は、インターネットを活用した法学教育や法実務の発展とその課題に関するセッションに出席されたとうかがっております。

今回のAALSの年次大会に参加してみて、法科大学院の全国組織として日本の法科大学院協会が果たすべき役割についてさまざまなことを思い巡らせました。アメリカは、日本とは違い、公法学会や私法学会といった主要な法分野における全国規模の学会がないようですので、AALSの各法部門の会合が、年次大会以外にもさまざまな機会を設けて適宜開催されているようですね。日本の法科大学院協会は、各法分野の学会が果たすべきような役割を果たす必要はないでしょうが、法科大学院のアドミニストレーションのかかえる共通課題を検討する機会としての役割や、法科大学院のカリキュラム改革についての共通課題を検討する役割なども、取り組むのに値するのではないかでしようか。また、AALSの今回の年次大会の主要テーマの1つであつた法曹教育の方法論の検討は、ファカルティ・デベロップメントの重要な課題の1つであり、まさに日本の法科大学院協会でも取り組むべき課題だと思います。さらにAALSでは若手教員のリクルートメントの会合を秋に開催していますので、教員人事をよりオープンな形でおこなって、少なくともエントリーフェーズでの教員採用の開放性に貢献しているようにも思えます。

日本の法科大学院は制度がスタートして、ようやく4年が経過したばかりですから、各法科大学院とともに、自校の充実に多忙を

極めています。このような時機であるからこそ、法科大学院協会が各校に共通するさまざまな課題について、経験交流とするべき姿の提示に重要な役割を果たすこと期待されているといえると思います。

AALSは設立されて既に百余年が経過しているわけですから、これと比較して日本の法科大学院協会にいろいろなことを期待するのは、あまりにも急かなかもしませんが、今回のAALSの年次大会に参加して、その活動の多様さと活発さから、翻って日本の状況を考えたのは私だけではなかったと思います。

今日はご報告いたしました、先生方、お忙しい中を誠に有難うございました。

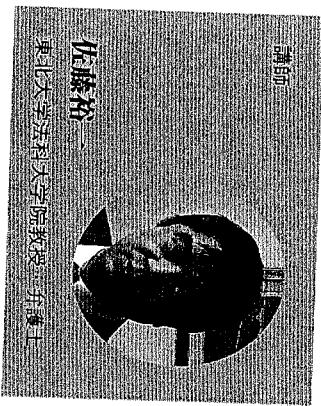
東北大学における臨床法学教育

セミナー2

講師：佐藤裕一（東北大学法科大学院教授・弁護士）

東北大學生における臨床法學教育

日時：2008年2月7日 午前10時～午後12時
場所：早稲田大学西早稲田キャンパス27号館305教室



講師　　トーナル、今日は主にロー・マーリングを中心とした話をさせていただければと考えております。

まずはじめに、当校の概要についてご説明致します。在籍学生数なのですが、多少変動があるようですが、約250名でございます。内訳はL1の未修生が約50名おりまして、L2とL3が約100名ずつといふことで合計約250名。基本的に1学年100名ということなので、いわゆる中規模校という位置付けがされるのかなとい

法科大学院における臨床教育について、特にご担当のローヤリング授業についてお話を伺うだけではなかったかと思っております。それではよろしくお願ひいたします。**佐藤** ご紹介いただきました佐藤裕一でございます。今日はこういったお話をすることを存じてあります。早稲田大学にはこれまでにあまり訪れる機会がなかったのです。“”

うふうに思っております。

1番新しい直近の入学の学生数でござりますが、入学手続を完了した学生が105名ございました。内訳を申しますと、既修が55名、未修が50名という構成でございました。一応募集要項では既修が55名程度で、未修が45名程度というようなことにしておりましたが、合格の判定会議でもって今年はこのような数字に落ち着きました。

施設であることに、非常に驚いております。私はこの4年ばかり東北大大学の法科大学院におきまして、ローヤリングやエクステーンシップを担当しております、その他の臨床法学教育にも多少携わっているの新司法試験の合格者、合格率でございますけれども、昨年度につきましては、96名の受験者中47名が合格しました。対受験者数の率で言いますと49.0%でした。これはもう塙原先生が非常に詳細な統計を作られておりますので、そちらを目的で今

たその一方で言いますと、国立大学では、必ずしも学生に対して受験を意識して懇切丁寧に指導しているというわけではありませんので、その中でやはり学生の頑張りでここまでやったんだなという、そういう感覚を私は持っています。昨年、慶応の漏洩問題がありまして、非常に学生に対する受験指導的な対応ですね、それをどのようにするかというものが大学のほうでも非常に悩んでおりまして、何とか英知を集めて学生のニーズに応えるように、なおかつ、名どとのロースクールの理念は、あくまでもそれを貫徹していくこうということで一生懸命苦心しているところでございます。それは、後にでもまたお話をさせていただければと思います。

教員数でございますが、ロースクールで言いますと教授が23名で、准教授が12名でございます。うち実務家教員が10名ということでございます。東北大法學部の教員の特徴といったしまして、女性教員の比率が非常に高いということまずあげられるかと思います。今日は統計を持つてこなされたのですが、教授会をざっと見渡して35%、准教授に至っては半分ぐらいが実務家教員でございます。憲法の辻村みよ子先生が中心となりまして、男女共同参画社会の推進を研究しておりますので、このようになっているというわけではないのですけれども、非常に優秀な若手の女性教員が数多く活躍しているということが教員についての1つの大きな特徴だと思います。

実務家教員の割合ですが、純粹な弁護士は3名でございます。あと裁判官ないしは出身の教員が2名、検察官派遣教員が1名、あとは行政官から来ていただいている教員です。行政官から来ていただいている方は、経済法であるとか、知財関係であるとか、環境法であるとかそういうった講座を担当されております。

キャンパスですが、片平キャンパスといふところにございます。高等裁判所から5分、仙台駅からは歩いて10分という、非常に地の利に恵まれた場所でございまして、今までは大学の本部があつたり、あるいは理科系の研究所の施設があつたのですが、その中の一部を改装いたしまして、ロースクールの施設とさせていただきました。

ちょっと残念なのは、実は法学部がございませんで、川内キャンパスという自転車で7、8分ぐらいのところにちよつと離れております。研究者教員の研究室が主に川内のあるものですから、そういった意味で学生のほうが研究者教員とコントакトをとるということのちょっと不便さがあるというふうに感じております。この辺は将来的にはきっちりとした一体の施設をつくる必要があるのではないかと考えています。

片平キャンパスへ行ってみると、川内の若い学生が元気に何か色とりどりの洋服を着てというそういう雰囲気と違いまして、やはりロースクール独特の雰囲気がありまして、片平キャンパスというのは非常に歴史もあるのですけれども、建物も非常によくございまして、いわば近代建築みたいな形でそれを残そうという実は市民運動があるような建物なのですけれども、それ

を内部改装して今利用しているのですけれども、何か全体に落ち着きがあつてとても勉強するという雰囲気のあるキャンパスだなというふうに思っております。

若干カリキュラムについてお話ししたいのですが、実務基礎科目は昨年からちよつと改正になりました。必修が10単位で、選択必修が2単位となり、それ以上を履修するということになりました。必修科目としては法曹倫理が2単位でございます。法曹倫理は裁判官教官と検察官教官と、あと弁護士教官が3人合同で受け持っております。

次に、民事行政裁判演習、これが1・3の必修でございまして3単位でございます。これは弁護士教官と裁判官教官が3名で担当いたしております。あと刑事裁判演習といたしまして、これも3単位、1・3の必修科目でございます。これを検察官教官と裁判官教官と弁護士教官が、それぞれの業務を対象とした講義で、起訴状等の起案も課せられています。

民事要件事実基礎2単位なのですが、判官教員が担当しておりますが、実はこれが開校当時は選択必修でございました。それが昨年からやはり要件事実の基礎というのが、司法修習の関係の中でも重要なことになりました。必修ということになりました。学生はすでに受けました。学生はすでに受けましたので経過措置はあったのですけれども、新しく入られた学生からは必修になります。

今申しました法曹倫理と民事行政裁判練習と刑事裁判演習と民事要件事実起訴、それを合わせて実はもう10単位になってしまっています。これでもう必修10単位ままであります。

それで選択必修2単位ということで、何が選択必修にあるかといいますと、リーガルリサーチ、これは2単位でございます。これらはもちろん法情報の検索ということなのですが、これはL1、L2に配当されていますが、特に純粹実習の方々は受講することが多いというふうに把握しております。

それからリーガル・クリニック、これも2単位でございます。リーガル・クリニックは、後ほどお話をいたします。ローヤリングは、これも2単位でございます。ローヤリングは、私どもは実はA、Bという形で週に2コマ開講しております。エクスター・シップも2単位でございます。これは夏休み期間を利用して、月曜から金曜までの5日間なのですが、受け入れ法律事務所に行っていたらしくというスタイルをとっています。

参加者 5日間で2単位なんですか。

佐藤 後ほど申し上げますが、事務所に行くのは5日間ということでございまして、実はそれを素材にしたその後の討論の講義が前提になっております。あと模擬裁判が2単位、残念ながら民事模擬裁判はございませんで、今のところ刑事だけに留まっております。

今、申し上げました中で、いわゆる臨床法学科目と言われているものは、リーガル・クリニックヒローヤーリングヒエクスター・シップヒ模擬裁判、この4つになるのかなと思いますので、この4つを中心若干お話をさせていただきたいと思います。

まず、リーガル・クリニックでございますが、当校のリーガル・クリニックは実は早稲田のような法律事務所を抱えており

ません。東北大学の中には、実は法律相談会があるのですけれども、そこで生の事件について、研究者教員が中心になって学生と一緒に相談をする、あるいは出張して無料法律相談会をやるという組織があります。しかしながら、やはり教育効果の関係からして、適切な法律問題を含んだ相談に当たればいいのですけれども、生の事件ではなかなかそういうわけではないということなのですから、当校では模擬的な法律相談というものにしております。

具体的には、研究者教員が2人、弁護士教員が2人、その4人がペアになりますて、自分の主任の問題をつくって、教員が相談役になって学生に回答してもらうと。それを後から解説をするというような形の本当の模擬相談的なクリニックになっております。その是非はいろいろあるのでござりますけれども、やはり一番考きましたのは法的な問題も含めた形の中身のある、学生にも考えてもらう、ノウハウだけじゃなく、中身を考えてもらうような相談が望ましいということで、中身を考えてもらうふうになつたというふうに認識しております。

まず受講者状況をお話したいと思いますが、昨年ですが、リーガル・クリニックが6名というとても少ない数でございました。ローヤリングのほうも、実は10名しかおりませんでした。昨年度26名おりました。ましては、その前も20名以上おつたのですが、ちょっと大学側の履修指導を学生が誤解した面がありまして、L3を中心的にローヤリングを取るようについた形で伝わったのが、去年のローヤリングが少なかった原因というふうに聞いております。

私のほうからは、もちろん一定の法律知識があればローヤーリングを十分受けれることができます。その後の勉強にも資するところがあると考えておりますので、L1は無理だと思いますが、L2、L3を対象にということで、今年度は開講させていただこうと思っています。

エクスターーンシップは、16名参加をしていまして、塙原先生から月曜から金曜だけでもって2単位というのは甘いとのご指摘がございましたけれども、さすがにそれでは、あまりにも単位としては甘うござりますので、一応流れとしてははじめにオリエンテーションをやつております。1コマを使いましてオリエンテーションをやっていまして、研修先の法律事務所で弁護士がどのような仕事をしているのかということを含めて、あと注意事項などもございますけれども、そこで弁護士と顔合わせをしてということが初回でございます。各研修先に行つて、エクスターーンシップとして弁護士の指導を受けるわけなのですが、今のところ法律事務所に限られております。当初は仙台だけだったのですが、実は一昨年から東京の法律事務所、大手の事務所でございますが、そこにお願いすることができまして、東京でエクスターーンシップをする学生も出ております。

実は、2人1組で行つていただいております。1人のほうがいいという話もあったのですが、やはり2人で行つてもらうことによって、その2人の間で目についたものについて学生同士でも議論ができるというのが、1つの大きな意味かなと思っておりまして、今後もできれば事務所には非常に負担をかけるのですけれども、2人1組とい

うことでやりたいなと思っております。

うことでやりたいなと思っております。
必ず研修内容についてのレポートを作

ております。2週間あれば何とか弁護士業務の流れのようなものを実感できますの

生があったということはやはり非常に
しかったと思っています。

に必要なスキルというのを学ぶといふ

に必要なスキルというのを学ぶというところに目的があるという考え方でした。こ

成・提出していただきております。レポートは2種類ございまして、1つは、エクスパートンシップ日誌のようなものでしようか。その2回目までのトマホークを用いた実験結果を示すものであります。

で。参加者出させた日誌も全員に配布するんですか。

民事については、まだ実は模擬裁判といふ企画はないのですけれども、道々考えていかなくちやならないなと思っています。このままの階級構成は、口うるわの「リーベル」のような法的な知識、思考ということを前提とするべきだというそういう議論が一方にあって、その一方ではあまりロールプレイングではないかと思われる、その辺の問題がどうあるべきか、そこにはまだ何らかの課題があるのではないかと感じます。

4月。この5日間、このよりは研究を行つたかということについての感想というのを書いてもらいますが、それ以外にその5日間の中で自分が「垂耳麻を持つて取り組んだ」問題について、これはA4で3、4枚ぐらいいの1つのまとった形のレポートを提出していただきおります。

佐藤 口説は断り付いたしません。口説じやなくて、今申しました特定の自分が一番興味を持った、あるいは起業をさせてもらった問題ですね。それについてのレポートを全員に配っています。但し、レポートの書き方としても事件が特定されないよう

記事の候補肢句はかなりありますが、リーガルクリニックとローヤリングヒエクスターんシップなのですが、この科目の関係というはどういうふうになっているかというのが、ちょっと非常にファジーな面があるのですけれども、一応私のほうとしてはリーガル・クリニックをするにしても、エクス

ではなくて、コミュニケーション能力を活かすためにどのように話を聞き出すのか、どのように交渉するのかといった、そういういったいわゆるコミュニケーション能力を養うという、そここそ目的があるのではないかという考えがありました。そういう

それを受け、研修結果レポートについての討論と講評というこういう機会を実は設けております。これはエクスター・シッジ

評の後で回収しています。
参加者 難しいですよね。
佐藤 はい、そうですね。

ターンシップをするにしても、やはりローヤリングを受講した上で、こういった科目を受講することにすごく大きな意味がある

2つの大きな流れがあつて、もちろんその中に中間的な意見はたくさんあるわけなのですが、私個人としてはどちらかと言えば、

アに参加した学生、あとわれわれ指導する教員が集まりまして、3コマ使いまして、主担当の官澤弁護士が司会進行役を務めま

参加者 どんな事件をやっていたかとい
うこと自体も、外に出していくものやら、
そういうのが出るものですからね。

と考えています。特にエクスターーンシップに関しては5日間だけ事務所に行って講評を受けるだけでなく、ローヤリン前者の考え方を取り入れて講義を行っておられます。

して、学生から何でこんなふうに感じたのかと、弁護士の処理方針をどう思ったのかと、そういうことを聞きまして、指導担当弁護士

佐藤 しかも学生は必ずしもそういうデリケートな感覚がないものですから、弁護士のほうで予め配慮してあげる必要があり

で、それをご覧になっていたいみたいと思うのですが、私のシラバスの中では、目的のところに「弁護士として法律実務に携わ

課長側もレポートに対する質問をしたりと、
いう、全員にそのレポートを配布するもの
ですから、全員でレポートを見た上で、そ
れで討論をしながら講評にもっていくとい

エクスターーンシップは16名ということ
で、非常に人気がある科目で、多分これは
受け入れ事務所は限られているのですか
ます。

いうことが理解できるようになります。次にローヤリングの授業の特徴についてお話をさせていただきたいと思います。講師はローヤリングの専門家で、その本著書「ローヤリング」も著者自身が執筆したものです。この授業では、ローヤリングの実践的な侧面を学ぶことができます。また、ローヤリングの歴史や理論的背景についても概観することができます。

それがあるからエクスター・シップ2単位ということが何とか成り立つかなどと思つてゐるのですが、やはりいかにも5日間は少ないなというのが実は私の感想で、5日が10日になつたから質的に変わらぬと言ふことになります。されども、やっぱり5日間だとお客様には私、2週間ぐらいいることがやつねんのには思つてゐるのです。それで、この問題は少ないのであるが、それが実は私の感想で、せんれども、やっぱり5日間だとお客様には私は、2週間ぐらいいることがやつねんのには思つてゐるのです。

5、希望としてはもっとあったと思います。
多分30名近い希望がある中で、16名に
限定したということになつてきました。
模擬裁判は、これは刑事なのでですが、非
常に教員が熱いございまして15名とい
う参加がございました。模擬裁判は、準
備、記録の検討から、いろんな戦略を練る
ということは非常に準備が大変で手間暇が
かかるということで、学生からちょっと敬
遠された感があったのですが、やはり教員
の熱いさが実ってきて、去年一定数の受講

義の目的なのですか、実は2月2日には、これは権島先生も出席されましたローヤリングの拡大研究会の中で、ロールプレイに限った議論ではあつたのですけれども、ローヤリングにおけるロールプレイという目的を一体どういうふうに考えるべきかという、そういう議論がございまして、大きく言うと2つの流れがあつたように思いました。

1つは、やはり法的な知識、思考ということを前提にした上で、それを活かすためには民事紛争の発生からその解決に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。」というふうに書いてあります。

2項のはじめには、「この科目においては民事紛争の発生からその解決に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。」

やはり単なるコミュニケーションの問題ではなくて、幅広い法的知識・思考を前提で

思っています。

と思っています。

に資料がない初回面談の法律相談というも

しているということを考えております。講義の進め方なのですが、やはりいつも意識しておりますのが、具体的に、かつ豊富な資料をもとにして、学生に考える素材を提供するということでございます。陳述書的なものだけではなくて、客観的な交通事証証明書のようなものであるとか、診断書のようなものであるとか、様々な示談書であるとか、内容証明郵便であるとか、書類的なものもたくさん学生に示して、あと証的なものもたくさん学生に示して、あと事件の流れも示して、その中から一体事実をどのようにしてそこから読みしていくかということも非常に大事なことだと思っています。それをもとに学生と対話をして、学生同士の議論というのも多く取り入れています。

は、教科書に書いてあることをそのままの事例に合わせて話しているだけで、言葉でしか覚えていない場合があるんですね。ちょっと角度を変えていくとわからなくな

ります。だから本当に解っているために

の、やはり生の素材を使う、そこで自分が持っている法的知識をどういうふうに使うかということですで、「自分の頭で考

えて自分の言葉で話すこと」、これができる学生であってほしいなということをいつも思ってやっております。なかなかそれができないんですね。何か法律的な質問なんかしたりしても答えるのですが、それは本当に理解して答えられるのではなくかしか覚えて話しているだけ、言葉でしか覚えていない場合があるんですね。

それをどうやって集約するかということが重要だと考えています。

あとは、ローヤリングで注意しておりますのは、やはり生の素材を使う、そこで自分

が持っている法的知識をどういうふうに使って、特に後者のほうはある程度の契約書であるとか、質問事項というものをファックスで送ってきて、それを素材にまず弁護士が検討する時間があるんだということを前提とした法律相談をしておりまして、それ

は予習が必要なわけなのですが、後者のはうはかなり調べて対応するというそういう要素が大きくなっています。じゃあ

それが法律相談をする際の要素が、講義後には顧問先に対する意見書というのを私が起案して、それをTKCにアップするということで工夫しております。

講義の進め方なのですが、これはお配りした私の授業計画案です。これは2008年、実は来年度といいますか、4月からの授業計画案等で、確定じやなく今練って

いる最終なのでけれども、毎年少しずつ

学生は必ずしもそういうたたみで、A君に聞かれて、次にB君に聞いてB君の答えだったら、じゃあA君とB君でもって議論・討論させると、そういうことを実は工夫しております。

評価のことにも関わってくるのですが、評価の主要な柱なのですが、これはお配りした私の授業計画案です。これは2008年、実は来年度といいますか、4月からの授業計画案等で、確定じやなく今練って

いる最終なのでけれども、毎年少しずつ改善していくつよいものをつくりたい

どうも法律相談と交渉とADRなどとどちらにとどまつておるので、私の講義では実は民事紛争の発生から解決、権利実現に至るプロセスということで訴訟手続を取り上げてございます。シラバスにございま

すように、講義は全部で14回ございまして、11回目、12回目、13回目というのを裁判上の手続というのを対象といたしておられます。

もう1つ、実は後でご紹介申し上げたいと思うのですが、10回目に倒産手続における利害関係人との模擬交渉演習を実施しております。これはちょっとローヤリングの中では特殊な対象なのかなというふうに

講義の対象なのですが、中教審等など、どうも法律相談と交渉とADRなどとどちらにとどまつておるので、私の講義では実は民事紛争の発生から解決、権利実現に至るプロセスということで訴訟手続を取り上げてございます。シラバスにございま

すように、講義は全部で14回ございまして、11回目、12回目、13回目というのを裁判上の手続というのを対象といたしておられます。

もう1つ、実は後でご紹介申し上げたいと思うのですが、10回目に倒産手続における利害関係人との模擬交渉演習を実施しております。これはちょっとローヤリングの中では特殊な対象なのかなというふうに

講義の対象なのですが、中教審等など、どうも法律相談と交渉とADRなどとどちらにとどまつておるので、私の講義では実は民事紛争の発生から解決、権利実現に至るプロセスということで訴訟手続を取り上げてございます。シラバスにございま

すように、講義は全部で14回ございまして、11回目、12回目、13回目というのを裁判上の手続というのを対象といたしておられます。

もう1つ、実は後でご紹介申し上げたいと思うのですが、10回目に倒産手続における利害関係人との模擬交渉演習を実施しております。これはちょっとローヤリングの中では特殊な対象なのかなというふうに

講義の対象なのですが、中教審等など、どうも法律相談と交渉とADRなどとどちらにとどまつておるので、私の講義では実は民事紛争の発生から解決、権利実現に至るプロセスということで訴訟手続を取り上げてございます。シラバスにございま

すように、講義は全部で14回ございまして、11回目、12回目、13回目というのを裁判上の手続というのを対象といたしておられます。

もう1つ、実は後でご紹介申し上げたいと思うのですが、10回目に倒産手続における利害関係人との模擬交渉演習を実施しております。これはちょっとローヤリングの中では特殊な対象なのかなというふうに

ケース研究として弁護団誤事件を扱つております。具体的な例を3つ挙げまして、1番目は控訴期間を超過した場合の損害賠償の事案、遺言無効の訴訟をやっているうちには遺留分減殺が時効にかかったという2番目の事案。3番目は、手形の支払権利をすらときに完全手形じゃなくて、白地手形だったために訴え権が保全されないといふ事案です。このケースの弁護士は、被告の代理人でしたが、支払い表示時の手形の状況についてマイクロフィルムを確認せねばならなかったと、マイクロフィルムを確認せずに自分が裏書人であるとして和解して支払ってしまったという弁護団誤事件です。だから中身としては法律的な問題を含んでいる問題でございます。

その一方、1番はじめの講義で私がすこく注意しておりますのは、弁護士といふものがどういうものかということについてお話しすることです。このレジュメにはあきり書いていないのですけれども、弁護士の多様性ということを非常に強調してお話し

を持つっていますかと聞いてみます。良い弁護士というのは、議論が強くてお話を上手で、立て板に水のようにお話をして相手を説得するイメージだそうです。もちろんそういう弁護士も優秀な弁護士だと。だけど、それだけが優秀な弁護士ではないと。優秀な弁護士のタイプというのはもっとたくさんのすごいしばらしい文書をつくるというのに長いんだよ。話すのはあまり得意じやないかもしねいけれども、起案能力がすばらしいと。いろんな文献を調査してものすごくコミュニケーション能力が高く築きながらいろんな話を聞き出すことができる、そういう弁護士もすごい優秀な弁護士だと。またとても体力がある弁護士もすごい。交渉の場において相手が根負けするとぐらいで体力があつて決して疲れを見せない、しかも精神的にタフな形での交渉ができると、そういったことも弁護士の非常に大きな素養なんだという話をいたしまして、しかも弁護士の評価というのはいろんなところに評価があるんだよ。弁護士会の中で評判のいい弁護士というのもあると裁判所から評判のいい弁護士もいる。そしてそれは必ずしもイコールじゃないと。依頼者から非常に評判のいい弁護士がいると。ついでに仙台の繁華街の国分町のママさんに評判のいい弁護士もいる。それも1つの弁護士の勲章なんだよというよくなことで、弁護士の多様化、評価はたくさんあるんだというようなことをお話しします。学生が弁護士目指す上でも、まだ弁護士のイメージというのを描ききっていな

ちらからローヤリングという形で弁護士実務を学んでいく場合に、自分はこういう弁護士像を自分が目指そらかなというのを、どういうふうにして自分の頭の中に入メージを描きながら勉強していくかという導入部分が、私はすごく大事だと思っています。今この話を学生はとても興味深く聞いて得るところがあるみたいで、授業講師の中でも初回にそういうことを言われて、自分はこりういう弁護士になろうということを思つて勉強しましたということを言つていただきおりました。

かなり強くて裁判で訴えたいといううござつた。大家さんも訴えたいんだという、そういう相談だったものですから、ちょっとこちらも構えてしまつて、きちんと対応したつもりではあつたのですけれども、やはりその方に完全に共感することは実はできなかつたという感じでありました。

私が1か月後にもう一遍そこに同じ法律相談を行つたのですが、同じ相談者がもう一度来られたんですね。この前の先生ですねということで、実はあれからある研究所

2回目の講義の中で面接技法について語りたいと思います。面接技法も具体的な例を3例ほど挙げまして、その中で話をしています。私の失敗談なども話を交えて挙げております。1つだけ紹介しますと、ある公的機関の法律相談で、私は弁護士になつてからが長かったんですね。多分昭和60年代だったと思いますが、夜うるさくて眠れないと。とにかく大きく鬨く音がして、安眠妨害されてしまって、いろいろ調べたところだけれども、どこにも音のするものがないと、発生源になるようなものはない。マンションだったんですが、大家さんにも言つたし、建設事業者にも言つたし、交番にも言つたし、あと県にも言つたし市にも言つたし、その結果病気じゃないかと言われて、今は心療内科に行っているだけれども、今度精神科に行けと言われているという、そういう相談でした。どう聞いても客観的な資料がないんですね。心療内科に行っているぐらいだったからすごい何というか精神的に不安定だったたりして、すごい気に病む方なのかなというふうに受けとめました。しかも権利主張ができない

に調べてもらつたら低周波公害、まだ昭和60年代だと低周波公害がそんなに一般的じゃなかった時代なんですね。低周波を調べてもらつたら、やはり近くにある工場のコンプレッサーから低周波が出ておったということがわかつたんです。そこで交渉してみると、確かに耳を壊けてできる話でした。この時の相談を通じて依頼者の言うことに弁護士としての既存の知識だけでは判断せずに、謙虚に耳を傾けてできるだけ多くのことを聞き取るということは、いかに大事なことかなどいうことが私自身そのときに大きく経験したのですから、そのことも学生には具体的な事案として挙げて紹介するようにしております。

そういった面接技法について、いわばこんなふうにして聞くのがいいんだということを2回目の講義で示した上で、3回目、4回目の模擬演習ということを実際にやっております。この面接技法や交渉技法の理論面については、実は自分でいろんなものを参考にしたのですが、基本的に自分の頭で考えました。やっぱり皆さんも同じだと思いますのですが、講義ノートをつくるとい

うのが非常に大変なことでございます。実は私がこの講義ノートをつくれたときは、名古屋のローヤリング研究会の本がまだ出ていなかったんですね。これが出ていないかったということは結果的に非常によかつたと思うんですね。あの本はかなりまとまりました良い出来のものですので、あれに引きずられるところがすごくあったのかなと思います。あれを参考にせずに自分の頭で考えて、いろんな工夫をして、自分の講義ノートをつくるということが出来て非常に幸いだったと思います。日頃から学生に対して、自分の頭で考えて、自分の言葉で表現しなさいと指導しておりますので。

模擬演習は3回目の講義なのですが、3つのパターンがございまして、1ケースの多重債務の整理という案件は、うちの事務所の職員を相談者にして私が弁護士役をして、いわば法律相談はこうするんだよというお手本を示すということでやっています。

2ケースは相続放棄の事例なのですが、

これは相続放棄と法定単純承認の関係、あと生命保険金の受領が絡む問題なのですけれども、これはうちの事務職員が相談者で学生を弁護士役にして相談をして、たまに変な方向に行ったり、法律的に基本的な誤解をしている場合などは私がここでちょっとヒストップということで勘道修正しています。

3ケースは、私が相談者役で学生が弁護士役というものです。時間が実は20分といふうに少ないのでけれども、本当は1ケースあたり30分ほしいなと思っているのですけれども、なかなかそうもいかなくて20分ということにして、最後に相談の

仕方についての検討を行っています。

もちろんビデオとか利用した形で、次回に時間がかけて講師をやればいいというふうに思うのですが、そういうビデオとかを使っていないものですから、その日のうちにやはりその問題については議論・検討するということでおこういった時間配分になっています。

参加者 学生は、1人ですか、2人ですか。

佐藤 2人1組でやっています。4回目の顧問先の法律相談についても同様でございまして、1ケースの建築基準法違反の請求代金請求については、うちの事務職員が相談者役、総務課長の役をやっています。

学生が弁護士役です。2ケースの訴訟行為が相談者役で学生が弁護士役が、これは私が相談者役で学生が弁護士役ということでやっております。

参加者 相談は全部その場で事例を与えます。

2ケースは相続放棄の事例なのですが、

これは相続放棄と法定単純承認の関係、あと生命保険金の受領が絡む問題なのですけれども、これはうちの事務職員が相談者で学生を弁護士役にして相談をして、たまに変な方向に行ったり、法律的に基本的な誤解をしている場合などは私がここでちょっとヒストップということで勘道修正しています。

3ケースは、私が相談者役で学生が弁護士役というものです。時間が実は20分といふうに少ないのでけれども、本当は1ケースあたり30分ほしいなと思っているのですけれども、なかなかそうもいかなくて20分ということにして、最後に相談の

佐藤 ぶつけ本番でした。一般相談で答える範囲の問題にしています。法定単純承認と相続放棄と生命保険金は受領しているのかとか、熟慮期間の3か月すぎた場合の事例にしていましたけれども、でもなかなか答えられないですね。だから、ちょっと無理だなと思ったのですから、はじめからこういう問題を取り扱いますよという

ことを項目だけは事前にアナウンスするようになきました。私は相続法弱いから、勉強させておかないと答えられないですね。

佐藤 そうです。

参加者 これ回答までやるんですか。

佐藤 やります。5回目、受任の決定と証拠収集、ここでは弁護士倫理についても実は若干扱っておりまして、4ページ目のほうになりますが、ケース研究の中で利益相反的な場合とか、第三者を介した事件の受任の場合とか現実に受任してもいいのかどうかということを検討してもらっているのです。

あと、息子に一方的な過失があつて自賠責のお金も出なかつたような交通事故でもつて、ご両親がこれはお金の問題じゃないんですけど、本当に真実を知りたいんですという、そういう希望があった場合の訴訟を受任していくかということ、あと受任した場合に訴訟の経過について一体どういうことを留意して訴訟を遂行しなくちゃいけないかなどを学生に考えてもらっています。

3ケースは、私が相談者役で学生が弁護士役というものです。時間が実は20分といふうに少ないのでけれども、本当は1ケースあたり30分ほしいなと思っているのですけれども、なかなかそうもいかなくて20分ということにして、最後に相談の

ありまして、それを参考にして、ここには交通事故のケースをあげて医者に対して患者の症状を照会するという形を、医療照会を起案してもらっています。

それで6回目が、受任後の相手方のコンタクトとそれを踏まえた戦略ということです、ここでは内容証明郵便の起案をしてもらっております。コンタクトの方法として、相手方と面談する場所を、これもケース研究で、暴力団関係者からうちの組事務所に来いと言われた場合に弁護士としてどうしますかという状況設定、あるいは交通事故の被害者から、まずは病院にお前が見舞いに来いと言われた場合にどうするかとか、こういったことを考えてもらうようにしてあります。この後何回か、現実の交渉の演習があるのですから、その前提として戦略をどのようにして立てるかということをテーマにしてございます。

7、8回目が模擬交渉演習になるのです。が、模擬交渉演習も2つに分けております。当事者双方に弁護士が付いている場合と、あと当事者双方に弁護士が付いている場合と2つに分けてやってございます。1つ目のほうでは、交通事故で被害者が暴力団関係者の場合、私は実はサンダラスをかけて暴力団員役になっておりまして、1番はじめに陥阱ねえぞ、俺は容赦されないかんて言うセリフから始まるということにしておるのですが、30分使ってみます。

もう1つはデリケートな事案なのですが、強制わいせつの被疑事件で逮捕されている依頼者の弁護人、学生はその弁護人の役をもつてもらうのですが、うちの事務局の女性に、被害者が高校生なものですから、高校生の母親の役として示談交渉、示談交

涉まで持つていけるかどうかがやまなんですかけれども、いかにして被害感情を和らげて今後の示談交渉につなげていくかというのをやっています。とてもらうの事務職員慣れてきてまして、学生がとても対応に苦労しております。

当然告訴されている事案なものですかから、タイムリミットがありまして、とても難しい交渉のようです。これも終わった後、講評、法律的な問題点と、交渉におけるいろんな留意点を確認しています。

8回目が、当事者双方に弁護士が付いている事案でございます。1番の建設工事のキャンセルによる契約金が返還されてない事案という、これは私が相手方弁護士役をやって、学生2人の弁護士と交渉するという形です。それから2番目の賃約不履行による損害賠償の事案、これは学生同士が2人ずつペアになって弁護士役となり、あらかじめ与えられている説明をもとに戦略を練ってきて交渉をいたしております。

TKCに載せる時期なのですが、もう私自身には4月の段階でレジュメが全部出来上がっておりまますので、はじめの段階で基本的には全部出してしまいます。ですかね予習には困らないということで、かなり早い段階で弁護士役について割り付けをしてしまいますので、そういう意味では余裕を持って予習ができると思っています。

9回目がADRです。これは司政審でも中教審でもADRについてとりあげるとされておりますので、講評対象にしているのですか。ADRは本当に1コマ全部使ってやる意味があるのかどうかというの、私やついてしつくりこない面もあるのです。しかしながら、いろんなADRを紹介

した中で、最近の仲裁法の問題とかも指摘した上で、1番ここで問題にしているのは事例に適した紛争手続、紛争処理手続の選択ということです。その中でADRがどう位置付けられるのかということを考えて行くということで、断行の仮処分なども含めてADRを含めた訴訟・調停・ADR・仮処分の利用とか、そいつたことを考えてもらっています。さすがに学生は保全処分は全然わからないです。

10回目は、これは私が独自に始めた試みなのですが、倒産手続の利害関係者による交渉ということで、模擬債権者説明会ということをやっております。資料としてお配りいただいたと思うのですが、はじめて現行の倒産法の概要について若干説明をして、各手続のメリット・デメリットなどということをお話しして、簡単にこの辺は説明して、まずは演習に入ります。

問題点は2つあります、債権者説明会 자체というよりも、まず模擬債権者説明会開催のための留意事項みたいところで、例えばこれは民事再生法なのですが、民事再生法における債権者説明会の法的な位置付けはどうなっているのかということを聞いて、説明会の目的は何という質問をして、説明会の対象というのは債権者だけですかと、取引先はどうしますかと、債権者と取引先一緒にしたほうがいいですか、別にしたほうがいいですかと。あと曜日は何曜日がいいですかと、時間帯は何時がいいですかと。学生は知識は無いのだけれども理解してもらうためにつくった文書なものですから、学生でもこれを読めば一応身について以前の和議と比較して、何で今

す。会場の広さ、何人ぐらい、債権者これぐらいはいるんだけれど、どれぐらい使用できる場所がいいですかねと考えてもあります。その上で中味についての想定回答をやっています。

もう一つ前提として、ローヤリングを始めた段階で、弁護士のスキルとして決算書を読ることは絶対必要だよということを勉強してきます。再生法取っていない学生も一応のことは勉強してきます。

この手続でおもしろいのは、今までやつていた模擬交渉だとやはり参加するのは弁護士役の学生だけなんですね。あの学生は傍聴しているという形なので、そこはもう少し今後は工夫が必要で、傍聴している学生も参加するために何らかのメモとか表を作らなければなりませんけれども、主に参加ができないと。でも、この模擬債権者説明会だと学生も主に参加できるという、すべての学生が参加できるという点がとてもいい点かなと思っています。大体1クラスいつも10名から15名ぐらいの間なものですから、規模も適正です。資料として今日お配りしてございますが、債権者説明会配布資料というのをお配りしてございます。

私が現実に扱った事件をモデルにして、あと、昨年からこの講義に研究者教員にお出でいただいています。FDの関係がございませんけれども、実は研究者教員の方も倒産法を取っているのは3割ぐらいですし、取っているといつてもL3の段階の前期ですから、まだ十分に勉強していない学生がたくさんおります。ですから、この資料を配布するメリットは、まさにこれは私が実際に使っている債権者説明会での資料なものですから、一般的の企業の方々が見て民事再生法とは何かというのをわかりやすく理解してもらうためにつくった文書なのですから、学生でもこれを読めば一応身について以前の和議と比較して、何で今

か、そんなことも聞きますし、あと昨日売ったばかりの暖房機は申請する直前に物を売ったばかりなのに、何でそれが返してもらえないのかと。はじめから再生申立するとかっておきながら、高い物を買うなんというのは詐欺じゃないかと、そういう質問ももちろんございますし、あと説明会の様子をビデオカメラで撮影させて欲しいと要望をしたりしています。それに対してどう対応するかなんというのも、すごく難しいなと思っています。

そういうふうに私の方から口火を切つていくと学生の中からも質問が出てきます。質問がバーッと出てきて、学生なんかでも、一体これでもって資金繰りができるのかとか、キャッシングは大丈夫なのかなんという勉強してきたことを自分も披露しようとしていろんな質問が出てきます。ただこの演習の際の弁護士役の学生は一応倒産法を受講している学生を当てております。そういうことでこの講義は、必ずしも倒産法を取っていない学生にもわかりやすいといふ工夫をしているという点と、全員が主体的に参加できるということでもって、とても罰則のいいといふ、講義が終わった後でも1番面白かったですねという話が出る講義でございます。

11回目の講義からは、訴訟手続に入っています。訴状の作成と答弁書の作成というのを詳細なTKCに掲載した設例をもとに検討してもらうのですが、さすがに訴状を起案させる、答弁書を起案させると、なかなか学生の負担が大きいのかなというふうに思っておりまして、ミニケーリット・ディメリットをお話しして、和解交渉された場合の設計料請求の訴状として、い

わば法律構成を考えさせて、法律構成、訴状物を何にするのか、請求原因何にするのかというその辺を実はA41枚ぐらいに書かせるということでやっています。あと答弁書の作成についても、銀行から債権譲渡を受けたRCCとか、サービサーが原告なんですが、消却処理したことを明言した後の訴え提起に対する答弁書という設例でございます。これもいろいろ考えられる抗弁を書いて、簡単な理由づけをしていただくということで、やはり学生に対する、あまり加重な負担を求めてもらよとかわらうことを考えてもらっています。

最後は、紛争の解決における弁護士の役割ということです。今までやった13回の講義というのをもとに、依頼者とのコミュニケーション、あと弁護士の使命といふんですか、それから紛争の予防、弁護士の役割、事件終了後の措置ということで書かれてる訴訟の報酬額を考えさせて、これもミニケース起案で、1番適正と思う報酬額とその算出の簡単な理由ということで書かれています。

12回目が、裁判における立証活動といふことで、始めに「書証はなぜ重視されるのか」と問題提起して学生に議論していた 것입니다。あと書証の証明力の評価についてもいろんな文書を出して考えてもらっています。

講義の最後に、弁護士、弁護士会の今後の課題ということを話してちょうど14回で終わって、試験はしておりません。

最後に書きましたように、成績評価としては、講義におけるケース研究等における回答とか、発言内容、あと模擬相談・交渉における準備状況と現実のやりとり、客観的なものとしてはケース起案の内容があります。客観的なことに比重をとるという考え方もあるのでしょうかけれども、比重としてはこの3つの要素を大体同じような比重と考えて私はやっております。

これが大体私が担当しております講義の概要でございます。皆さん、各法科大学院によつてさまざまな工夫を凝らした講義をやってきました。いろんなOA機器を使つたり、それでまた授業で前回の法律相談状況を見たりとか、そういうこともすこ

もりますし、実際に和解条項を起案してもらっています。老朽化を原因とした家屋の決まつたんだけれども、その和解条項を書いてこうということで、要するに引き換え給付みたいな形をどう表すかなどといふことを考えてもらっています。

最後は、紛争の解決における弁護士の役割ということです。今までやった13回の講義でやっていますが、実は株主総会でもいいのかなと思っておりまして、株主総会やつてみようかなと思っているのですが、株主総会やると手続論と身の議論どちらを取るかなどと思つて、いかにうまいシナリオを作ろうかなと思って、かなり周到な準備がいると思っています。

あと、シラバスの中にあるのですが、私が参加した学生に限りますが、そこで強調したことを事務所で実際に追体験してもらっていることで、もちろん任意参加であります。

講義は前期4月から7月の末まで行つてます。夏休み中に一日弁護士体験という企画をやっています。ローヤリングに参加した学生に限りますが、そこで強調したことを事務所で実際に追体験してもらっているのですが、夏休み中に一日弁護士体験であります。

6時まで、あるいは残業があればよければ付き合つてもいいよということで、1日来ていただいて、それは裁判所も連れていきますし、もちろん裁判所に入れないので調停なんかでもありますけれども、できるだけ連れていって、法律相談にも同席させて弁護士の生活ぶり、あのとき強調したことほはこうだったのかなんということを現実に体験して理解してもらっています。

あと、非常にこれは気恥ずかしい話なのですが、私の証人尋問を傍聴してもらつてあります。2回やりました。本当は気が重いんですけどね。自分の証人尋問を傍聴してもらうというのは、決して美しい話では

ないのですけれども、やはりローヤリングの中での裁判をも扱っておりまし、その中で訴訟の話、陳述書の話、証人尋問の話をしていますので、これも任意参加ですが、私の事務所に、もちろん依頼者の了解取りますけれども、1時間ぐらい前に来てもらって事件の概要をお話しして、証人尋問聞いてもらって、証人尋問終った後でみんなで昼飯を食べるというようなことを回ぐらいやりました。とても好評でした。実は尋問後の昼飯が好評なのかもしませんけれども、いずれにしてもよかったです。

考えております。いつも講義終わった後、学生から授業評価を提出してもらって見る機会があるのでですが、ローヤリングに関してはとてもいい評価を学生からはもらっています。教員の熱意も評価してもらっておりますが、やはり私が目的としていた法的な手続、思考というものが現実の紛争解決の場でどう活かせるのかということをやっぱり現実に学んだ気がするという答えがたくさんあります。これは私の一応目標としていることが実現しつつあるのかなというふうに考えております。

ただ、マイナス面といたしましては、単位の問題として先ほど言いましたように、

12単位が実務基礎科目の必要単位なものですから、必修除くと選択必修の単位は2

か3じゃないんですね。そうするとなかなかローヤリングも取って、エクスター

シップも取って、リーガル・クリニックも取ってというふにならないので、どれか1つみたいな形になっているので、本当は

ローヤリングはいい講義なので、これは後輩にも勧めたいんだけども、やっぱり单

ますけれども、1時間ぐらい前に来てもらって事件の概要をお話しして、証人尋問聞いてもらって、証人尋問終った後でみんなで昼飯を食べるというようなことを回ぐらいやりました。とても好評でした。実は尋問後の昼飯が好評なのかもしませんけれども、いずれにしてもよかったです。

考えております。

いつも講義終わった後、学生から授業評

価を提出してもらって見る機会があるので

ですが、ローヤリングに関してはとても

いい評価を学生からはもらっています。教員

の熱意も評価してもらっておりますが、や

はり私が目的としていた法的な手続、思考

というものが現実の紛争解決の場でどう活か

せるのかということをやっぱり現実に学ん

だ気がするという答えがたくさんあります。

これは私の一応目標としていることが

実現しつつあるのかなというふうに考えて

おります。

今後の臨床法学科目のあり方なんですか

れども、やはりローヤリングというものは先

ほど申しましたように、民事系では臨床

法学科目の一一番の基礎になる、核になるん

じゃないかなと思っておりまして、ここで

勉強したことをやはり基礎にして、エクス

ターンシップにつなげるべきだし、模擬裁

判につなげるべきだし、あとリーガル・ク

リニックも今のやり方が必ずしもベストで

あるとは思っておりませんので、もっとそ

れを現実に即したものに改めていくように

検討を始める必要というのもあるかなと

思っております。

今回シラバスを改訂させていただいたの

は、最近司法修習との関連性というのを非

常に考えることがあります、その点を

うございました。弁護士像を学生に伝える

という意味で大変に学生の学習へのモチ

ベーションを高め、そして自分はどういう

法書になろうかということを、この授業を

取りながら考えができる大変充実し

た授業だな、と拌聴いたしました。

そして、授業の目的的設定というのが大

変はっきりしていて、そしてその到達度と

か、あるいは学生の参加をいかに高めるか

ということにも大変工夫をされておられま

されるということもあるんですね。そうす

るとやっぱり学生の力、修習の力みたいな

ものが手に取るようにわかるのですが、

そういう中でこういったローヤリング科目

を充実させて多くの学生に受講してもらう

位の関係で、これが単位として活ける単位

ならば本当に勧めたいのだけれどもという

声がございました。比較していると展開・

先端科目が今22単位以上でどうか、こ

れは生きる単位になるわけなんですけれ

ども、ちょっとローヤリングはそういう意

味では他の単位との関係で何だかそういう

単位面で問題がありますねということです

た。これはやっぱり必修としてやってい

いのではないかみたいなことを評価をいた

だときして、教員としては非常にうれしい

思いをいたしました。

今後の臨床法学科目のあり方なんですか

れども、やはりローヤリングというのは先

ほど申しましたように、民事系では臨床

法学科目の一一番の基礎になる、核になるん

じゃないかなと思っておりまして、ここで

勉強したことや基礎にして、エクス

ターンシップにつなげるべきだし、模擬裁

判につなげるべきだし、あとリーガル・ク

リニックも今のやり方が必ずしもベストで

あるとは思っておりませんので、もっとそ

れを現実に即したものに改めていくように

検討を始める必要というのもあるかなと

思っております。

さらには日弁連で沖縄の宮城先生がおつ

しゃっているように、やっぱりロースクー

ル教育と司法修習教育と弁護士になってか

らの新規登録弁護士研修という、その3つ

の研修のつながりみたいなものを意識して

いて、やっぱりローヤリングというのは

ロースクールだけの問題じゃなくて、弁護

士一般にとって今後本当に必要とされる教

育なんだろうなという思いを新たにしてお

ります。

今日一応準備してまいりましたのは、以

上です。ありがとうございました。

質疑応答

いくということですので、多少重点違うのかなというふうに思います。あと、要件事実は本当に要件事実の問題を中心に扱ってありますので当然訴状等は検討しますが、訴状を起案するということは無いかもしれません。

参加者 あと非常に伺つて盛りだくさんだという気がして、1回に3つ、4つのテーマ、しかも別のテーマを与えるというのは、消化不良にならないかというのちょっと気になるところなのですが、その辺はいかがですか。

佐藤 その点は私も懸念しております。ただ、先ほど申しましたように4月の段階でアップ・ロードしちゃうものですから、学生の予習する時間はかなり取られまして、よく読み込んでいただけますので、あと3つ、4つ事例つくる場合にはもちろん3つ、4つの事例の長さはそれなりに短くして、消化不良にならない程度の長さにいたしております。

参加者 それぞれのまさにスタイルですよね。私は割と大きなものをドーンと与えて、それを2回、3回さらにという感じで、だから1件の記録が結構多くなるタイプのものを与えてしまうというスタイルでやっています。相続の案件だと1つやれば、それこそ遺留分から寄与分から特別受益から、離婚から、全部が絡む事例でというような格好でやるというスタイルでやってます。それぞれのスタイルでいろいろあるんだなという感じを強く持ちましたね。

佐藤 私もそれは考えたんですよ。当初設例をつくった場合に、今先生おっしゃったのと近いんですけれども、3つぐらいのパターンを用意しまして、3つの手続の流

れというのを想定しまして、それを場面場面で使っていくという方法もいいのかなと思ったのですけれども、やはりそれだと無理が出てきまして、やはりそのケースそのケースにあてはまるものを、たくさん実務の中で素材を持っているものですから、一番有用なものを使わせていただいている

参加者 東北大のロースクールの基本的な方針として、卒業生は基本的に仙台だと東北近県に戻ってきてもらうと言ったおかしいかもしれないですが、弁護士をしていくみたいなことを想定して、もちろん個々には東京において弁護士やるんだという人もいるのでしょうかけれども、大学の基本的なスタンスとしてそういうふうなことというのは考えていらっしゃるんですね。それともそういうことは全然考えていらっしゃらないのか。そのあたりはどうな

佐藤 私は多面的に考えています。東北地方の出身者もかなりの数おりますけれども、中には例えば知財関係を扱いたいといふような学生もありますし、それだと現実的に管轄の問題もあって地方では仕事をできませんので、東京で出でていくことになります。知財に限らず、東京で大きな法律事務所に入って、先端的な分野での業務を引き張るような、トップランナーになれるような弁護士もそれは育成したいなどいうことも思っていますし、一方ではまた地方に根ざした弁護士も育成したいなどいう、そんなふうに多面的に考えています。

参加者 うなづいています。ただ、そのとおりです。私は地元でもやっぱり中央と同じように総合的なものを目指す方向と、特徴をしばると方向とに分かれてくるのかなという感じがして、それがどちらかというかどちらかというか。それともそういうことは全然考えていらっしゃらないのか。そのあたりはどうなのでしょうか。

佐藤 私は多面的に考えています。東北

稻田は規模もあるので、ある程度総合的なロースクールみたいな感じがするんですけれども、ロースクールの中には特色を打ち出してというようなところもあるや

に聞いているので、特にアメリカなどはそんなふうになっています。ただ、そのときも地元でもやっぱり中央と同じように総合的なものを目指す方向と、特徴をしばる

方向とに分かれてくるのかなという感じがして、それがどちらかというかどちらかというか。それともそういうことは全然考えていらっしゃらないのか。そのあたりはどうなのでしょうか。

参加者 今の弁護士倫理上だと問題が出

しまくではないけれども、それがどう思いました。しかしこの講義で学生に考えてももちろん仙台で開業する弁護士の場合は、オールマイティーにこういうことを全体をきっちりやれるということが多分必要だと思いますので、そういうような観点からこういったものがつくれられているのかなというふうに思いました。

佐藤 必ずしもそういうわけではございません。多面的な形で、21世紀の「優れた法曹」を目指す教育を考えています。

参加者 ちょっと細かいことだけれど、最後のところで事件終了後に報酬の受領について、報酬の請求なども入れておられる。これはいいことだと思うのですけれども、報酬額をどうするかというのは、受任のときに報酬契約をどうするかということがあります。知財に限らず、東京で大きな法律事務所に入って、先端的な分野での業務を引っ張るような、トップランナーになれるような弁護士もそれは育成したいなどいうことも思っていますし、一方ではまた地方に根ざした弁護士も育成したいなどいう、それから報酬どうしようかという感じもしないかなどという感じもします。つまり終わってから、のほうが重要ではないかなという感じもします。つまり終わってから、なくはないのです。つまり終わってから、まいりました倒産のものです。債権者説明会を実施しようというのが1つのケースですね。もう1つ例を挙げると、弁護士過誤の問題で言えば陳述書みたいな形で、私は何々先生にこういう事件を頼んだのに、こうこうこういうことで、こうなっています

に決めてなかったこと 자체が問題なわけです。そうした状況を前提としています。

参加者 そういう前提で教えるという。

佐藤 そうです。

参加者 ああ、そうなんですか。それは

…。

参加者 それを受任時に考えなければいけないこともありますよね。

佐藤 法曹倫理から言えば、それはそうですね。

参加者 ケース研究というのは、具体的にはどんな形でやられるのか、ちょっと教えていただけますか。

佐藤 1つの事例としては、今日持つていました倒産のものです。債権者説明会を実施しようというのが1つのケースですね。もう1つ例を挙げると、弁護士過誤の問題で言えば陳述書みたいな形で、私は何々先生にこういう事件を頼んだのに、こうこうこういうことで、こうなっています

ということの陳述書と、あと手形の資料を付ける。それをもとに学生に考えてきてもらう。

参加者 そこから先なんですが、その資料をもとにして、どんなふうに進行させているのですか。

佐藤 私のほうで質問事項をいろいろ用意しています、学生に対してこれはどうですかと、何が問題ですか、条文上はどうなっていますか、具体的なあてはめはどうなりますかという感じです。あと控訴期間などでも、控訴期間についての、じゃあまず根拠条文何ですかと、その辺から聞いていってみんなで答えを出して、検討していく。あと損害論に入つても、じゃあこれ、もともと勝てる事件だったんですかと。損害賠償できるとしたら何が損害ですかと。

参加者 基本的にこの資料をもとにして教員のほうから学生に質問して、それで学生に答えてもらつてというような双向的になやりとりをする。

佐藤 それで学生同士に議論をさせていきます。必ず違う意見出ますので。

参加者 そうすると、進行としてはケース研究といふところ以外のこのレジュメの内容というのは、基本的にはこれレクリャーされるということになるんですかね。

佐藤 今日のレジュメに書いてあると思うのですが、レジュメの中に必ずQというのを付けていまして、はじめこれ付けていなかったのですけれども、ローヤリングのところに10というのでレジュメがござりますよね。例えばこの手続を申し立てた費用がとか書いていますよね。学生に調べさせてくるわけすけれども、レジュメの中

で必ずこういった質問事項を最近は書いています。昔は書いてなかつたのですけれども、書かないと学生がこちらの要求水準に達しないことがあるのですから、私は必ず質問事項というのをあらかじめいるのですか。

佐藤 私のほうで質問事項をいろいろ用意しています、学生に対してこれはどうですかと、何が問題ですか、条文上はどうなっていますか、具体的なあてはめはどうなりますかという感じです。あと控訴期間などでも、控訴期間についての、じゃあまず根拠条文何ですかと、その辺から聞いていってみんなで答えを出して、検討していく。あと損害論に入つても、じゃあこれ、もともと勝てる事件だったんですかと。損害賠償できるとしたら何が損害ですかと。

参加者 そうすると授業の進行としては、例えば講義10でいうと、第1に現行の倒産法概要というのがありますよね。1で再建型手続のことを書いていますよね。これは多分任意の説明を簡単によつた上で、Qに関して先生から質問をして、というような感じで基本的に講義をしながらそういうポイントポイントで学生にも問い合わせていくこと。

佐藤 そうです。

参加者 そんな感じで、そしてケース研究の部分になると、先ほどのような形でやつていくこと。

佐藤 そうです。

参加者 そういうスタイルなんですね。そうすると、これなんかいわゆるロールプレイというのは、先ほどの債権者集会の内容というのは、基本的にはこれレクリャーされるということになるんですかね。

佐藤 あと交渉がありますね。

参加者 なるほどね。交渉という

参加者 要するに時間で切っちゃうといふ感じですね。

佐藤 そうです。特に7回目の2ケースなんというのは、強制わいせつの被疑事件でもって、被害者の家族と会つてどこまで話を持っていくか、示談交渉まで入れるかどうかという、その辺の見極めも重要なことがあります。

参加者 この交渉も基本的には、いわゆる何人かの学生が代表で交渉して、あと何人の学生は見ているという感じですか。

佐藤 そうです。

参加者 わかりました。

佐藤 交渉に関しては、交渉論とか交渉学のテキストとかいろいろあります、そういうものを学生はある程度勉強するんでしょうか。それともそれは何も…。

佐藤 はい、文献を紹介していますので、読み込んできただくこともありますし、必ずその前に、例えば講義でいうと6回目に相手方とのコンタクトを踏まえた戦略といふことで、私なりの交渉論というのはお話を読んでおりました。

佐藤 ちなみに、カリキュラムの中で交渉だけの科目というのは設置はされていないのですか。早稲田の場合、交渉という科目があるものですから。

佐藤 それはございません。先ほどお話をしましたように、模擬交渉演習の前提として交渉戦略の講義を6回目に置いているということです。

参加者 なるほどね。

佐藤 トレーニングはAとBに分かれています、そして基本的に内容のというのは同じで、前期、後期という形ですか。

佐藤 違います。前期の火曜と木曜に。

参加者 そうですか。

佐藤 いろんな他の講義との関係で、週1回の開講だと出られないという学生が多いのですから、週に2回開講しています。

参加者 2クラスやって、授業の進度がずれるというのはありますか。

佐藤 ありませんね。あと、たまに合同講義をやつたりします。

参加者 AとBそれぞれ10名ずつぐらいいの受講生がいるのですね。

佐藤 そうです。例年はそれ位の数ですね。

参加者 選択実習の科目の中でこそこそといいますか、要するにエクスター・シックプが16名で一番多い中、その次にエクスターでやられて先生のローヤリングが10名、10名みたいな感じで、あとはどんなん感じですか。リーガル・リサーチとか模擬裁判なんかはどうですか。

佐藤 リーガル・リサーチは多いですね。何で多いかというとS1で取つちゃうんですよ。ほんど取つて40人ぐらいリサーチして取つちゃいます、それで12単位を

参加者 実はクリアしちゃうんですね。

佐藤 なるほどね。そうすると模擬裁判が少ないんですね。早稲田の場合、交渉といふ名のときは苦しかったですね。

佐藤 そういう意味ではないです。今回またまた多かつたけれども、3名とか4名のときは苦しかったですね。

参加者 今年は15名だと。

佐藤 一生懸命リクルートしています。

参加者 あと、配置学年の問題があるでしょう。模擬裁判は3年ですか。

佐藤 3年後期です。

参加者 そういうことを拾えすれば、一応平均的にはらけている感じですね。

佐藤 そうですね。

参加者 刑事裁判演習という科目では模擬裁判やらないのですか。

佐藤 やりません。

参加者 早稲田は、刑事訴訟実務の基礎で実際に模擬裁判的なことをやるものですがから、3年の刑事模擬裁判はほとんど取らない。同じことをやらされたと思うので、3年で取る人が出てくるという感じですね。

参加者 早稲田で、模擬審査者集会とか、模擬株主総会とかやっているクラスは聞いたことがないですね。

参加者 リーガル・クリニックという科目はあるのですか。

佐藤 あるのですが、模擬相談なんです。

参加者 そうですよね。そうすると、次の一ガル・クリニックというのと、それから先生がやっている模擬相談演習というのと、中身としてはかなり似ているのです。

佐藤 あります。

参加者 早稲田で、模擬債権者集会とか、模擬株主総会とかやっているクラスは聞いたことがないですね。

参加者 リーガル・クリニックというクラスは模擬相談なんですか。

佐藤 そうですよね。そうすると、次の一ガル・クリニックでは、基本的には、中身としてはかなり似ているのです。

参加者 早稲田で、模擬債権者集会とか、模擬株主総会とかやっているクラスは聞いたことがないですね。

参加者 リーガル・クリニックというクラスは模擬相談なんですか。

佐藤 そうですよね。リーガル・クリニッ

クは模擬相談に特化した科目です。

参加者 リーガル・クリニックでは、基

本的に15回模擬相談ばかりやっているの

です。

佐藤 模擬相談ばかりというか、リーガル・クリニックは、5回実施しています。

佐藤 土曜日を使って5回やっております。

参加者 それで2単位になるのですか。

佐藤 はい、1回について3コマ使って

いますので、2単位を与える十分な時間と

なります。そして、土曜日を使っています。

参加者 3コマ使って模擬相談をやるん

ですか。

佐藤 出させる工夫はできるんじやないですか。

佐藤 模擬相談をやって、模擬相談の講

評をやつて、事件記録を作成させています。

参加者 それは相談者役とかはだれがやるのですか。

佐藤 教員です。研究者教員と弁護士教員が4名でチームを組んでやっています。

参加者 応対の仕方より中身に意味がない。同じことをやらされたと思うので、3年で取る人が出てくるという感じですね。

参加者 早稲田で、模擬債権者集会とか、模擬株主総会とかやっているクラスは聞いたことがないですね。

参加者 早稲田で、模擬相談では、相談部

分は美はないですね。

佐藤 そうかもしれないですね。

参加者 要するに事例を使った法律的

研究ですね。

佐藤 ただ、弁護士が入っていますので、法律相談のノウハウは一定程度教えるので

しょうけれど。

参加者 わかりました。

佐藤 私のほうがどちらかと言えば法的

知識・思考を前提としながらも、そういう

コミュニケーション能力にも重点を置いて

いて、講義をしているかもしません。

参加者 わかりました。

参加者 1日事務所体験は、何人ぐらい

の学生が来ますか。

佐藤 ほぼ全員来ますね。

参加者 1回に10何人来るわけじゃない

い。

佐藤 毎日1人ずつです。

参加者 それは大変ですね。

参加者 そのついで、事務職員の方に

何か相談役をやってもらったりというの

は、それは大学から謝礼は出ますか。

佐藤 もちろん出ません。私が夕飯をおごるぐらいで。

参加者 出させる工夫はできるんじやないですか。

佐藤 いや、国立大学はなかなか厳しいですよ。

参加者 一応授業協力者という格好ではんのわずか、1回について5000円出る

ので、場合によってはそれを使ったり、事務職員は使っていないでけれど、卒業生とかに頼んだりしています。

参加者 臨床法学教育というのは、外部

クリニックの場所で、本当に事件の当たりはずれがあって、教育効果といふ面ではいるん議論があると思います。シミュレーションではっきりと教育目的を設定して、学生の参加も極めて高くなる工夫がされていますね。シミュレーションでも大変教育効果が上がるものだなというふうに思いました。

佐藤 やっぱり13人だと、みんなが

議論に参加できる感じがするんですね。

30人だと講義的になっちゃうから、やっぱりお皆さんみたいな人が出てきて、みんなの問題について主体的に参加していくみたいな要素が希薄になっちゃわないか

など。

参加者 なるほどね。

参加者 私は毎回全員に何らかの役を必ずやっています。要するに、全員が同時に常に相談をしたり、交渉したりしていて、講師はまとめてするということをやっています。ただ見ているだけという人はいないかわりに、模範とか何とかそういうものを見せるということはほとんどない。それでいいのかというのは、どうもローヤリング研究会の主流は、ちゃんと模範見せなきやだめなので、私は逆に言うと学生に直接自分でやらせることが大事だということなのです。

佐藤 10名ぐらいならできる。30に

なるとちょっとつい。

佐藤 シミュレーション、ロールプレイなどというのを利用しながら、やっぱり法的知識をどう活かすかということを

で勉強していくことによって、それは試験にもつながりますし、知識の確認という意味でも意味がありますし、だから私は両面でやっていくのがいいんだろうなと思いま

すね。

参加者 2年生と3年生の実習の割合

いの、12、3名の中で何割ぐらい

いのかといつてもだめなんですね。

佐藤 話は変わりますが、仙台は小さ

い街ですので、ロースクールと裁判所と私

の事務所が歩いて10分圏内にあります

で、それが1番便利ですね。

参加者 この授業は13人ぐらいだとい

う話ですけれども、例えばわれわれは物

理的制約から何とか減らしてほしいという

ことで1クラス30人なんですね。先生の30人でもそれはそれで同じでできるかな

という感じですか。それとも30人だと少しあわってくるかな。

佐藤 少し厳しいですね。30人だと厳しいかも知れませんね。

参加者 どの辺が変わってくるような気がしますか。

佐藤 やっぱり13人だと、みんなが

議論に参加できる感じがするんですね。

30人だと講義的になっちゃうから、やっぱりお皆さんみたいな人が出てきて、みんなの問題について主体的に参加していくみたいな要素が希薄になっちゃわないか

など。

参加者 なるほどね。

参加者 10名ぐらいならできる。30に

なるとちょっとつい。

佐藤 シミュレーション、ロールプレイなどというのを利用しながら、やっぱり法

的知識をどう活かすかということを

で勉強していくことによって、それは試験

にもつながりますし、知識の確認という意

味でも意味がありますし、だから私は両面

でやっていくのがいいんだろうなと思いま

すね。

参加者 2年生と3年生の実習の割合

いの、12、3名の中で何割ぐらい

いのかといつてもだめなんですね。

佐藤 去年はたまたま全員がL3だった

んですか、一昨年でいうと26名中、L2

が8名ぐらいでした。

参加者 模擬裁判と法律問題を使うから

L2の前期だとちょっとつきくないです

か。そんな感じもしない。

佐藤 大丈夫でしたね。

【参加者】ローヤリングの科目は、3年生を中心に行修するようにという指導に変えられたというような話がありますか。

【佐藤】昨年は実質的にそういう方向で修指導だと学生が説明したみたいなんですね。私はL2でもできると思っています。

【参加者】そうですね。そういうことについては、教員に相談なく大方針が出ちゃつたんですね。

【佐藤】何か履修指導のときに、説明したことを見ると、ちゃんとシラバスには、L2、L3となっているのです。

【参加者】東北大法の法科大学院のホームページを見ると、文科省の形成支援のプログラムとして、心理学的法曹実務教育といのがありましたけれども、これはどんなことをやっているんですか。

【佐藤】名古屋の菅原先生をお呼びして講演をやっていたり、あと心理のカウンセラーの方に来ていただいて話をしていた

かくのプログラムですかからもう少しいろんなことをしたいですね。

【参加者】この法科大学院の構想が固まる前に、先行的に法学部のほうで法科大学院に載せてやるということが先行的になされましたね。

【佐藤】やっていましたね。6年間で学生を育てて法曹になるために必要な教育を行って、司法試験にも受かるといつて構想がありまして、いいのか悪いのかという批判もだいぶあったようですね。実はその頃から私は東北大法で教えているんですよ。その頃からロースクール的な大学院で民事裁判演習という講座を担当し

ていまして、研究者教員と弁護士教員3人

の4人で、法曹会の第一審手続の流れとい

うのがありますよね。それをテキストにして、半年間素材を基にした民事裁判の流れについて勉強するやるという講義を担当しました。模擬証人尋問を行い、私は金貸しの証人を演じました。

【参加者】今では完全に法科大学院のカリキュラムの中に統合されているのですか。

【佐藤】もちろんそうです。

【参加者】他に何か、特に聞いておきたいことがございませんか。

【参加者】ちゃんと講義ノートって、ちゃんとつくれっておられるのですか。最初の4月のはじめに全部アップされているというのはすばらしいですね。直前になってノーバージン・アップしたくなるとかありませんか。

【佐藤】もちろんあります。手控えは必ず自宅と事務所両方に全部保存しておいて、講義の直前まで見直しています。レジュメを基にして、講義で追加することや、学生へ

の質問と回答書き込んだ手控えをつくっています。

【参加者】見習わなければいけませんね。

【所長・宮川】佐藤先生、今日はどうも長

時間にわたり有難うございました。弁護士

の活動のさまざまな諸相を学生に体験させ

る、大変に有意義な工夫が随所になされていました。また、弁護士と言いつてもさまざまな法曹像があることについて、学生にそのエッセンスを伝える工夫も凝らされています。せひ、本に書いていました。また、弁護士役になれてはめを考えてもらいます。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になつてもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとても大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。また、内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行つてもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は4回予定しています。

なお夏休み中に希望者を対象として、ローヤリングで学んだことが実務の中で現実にどの

＜セミナー2 参考資料＞

1 ローヤリングA、Bの科目概要

| 科目群 | 実務基礎科目 | 単位 | 2 | 担当教官 | 佐藤裕一 |
|------|-----------|--------|-------|------|------|
| 授業科目 | ローヤリングA、B | 配当年次 | L2、L3 | 開講学期 | 前期 |
| | | 週間授業回数 | 毎週各1回 | | |

◆ 目的

1. 弁護士として法律実務に携わることは、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことを意味しています。そのためには依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証といった一連の事件処理の流れの中で、それぞれの時点における適切な実務的スキルを身につけることが必要となります。また、ADRを含めて、いかなる紛争処理手段を選択するかといった判断も大切です。そうした意味では、ローヤリングAは「これまでに学んできた実体法や訴訟法の法的知識を、現実の紛争解決の場においてどのように活かしていくのか」という手法を学ぶものです。

2. この科目においては、民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。一般民事事件を主としますが、多數の債務者を相手とする労働事件処理を取り扱います。ここで養われたスキルはリーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターインシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけではなく、来るべき司法修習との繋ぎの意義を持つように努めたいと考えています。このような実務的スキルを身につけるためには、正確な法的知識・思考を有していることが前提となります。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。

3. なお、ローヤリングAと同Bは基本的に同一内容ですので、どちらか一方の受講となります。

◆ 授業の進め方

単なる講義形式ではなく、予めTKC教育支援システムを利用してレジュメと共に具体的な資料から構成されるケースを複数し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形をとります。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えもらいます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になつてもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとても大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。また、内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行つてもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は4回予定しています。

ように活かされているのかを検証する目的で、私の法律事務所における1日弁護士体験企画しています。

◆授業内容

1. 現代の弁護士業務
2. 各種の法律相談における面接技法
3. 一般法律相談の模擬演習
4. 顧問先（ないしは紹介事件）の模擬法律相談演習
5. 受任の決定と証拠収集
6. 相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
7. 法的手続によらない模擬交渉演習A（相手方が本人の事業）
8. 法的手続によらない模擬交渉演習B（当事者双方に弁護士が付いている事業）
9. 紛争処理手続の選択（各種 A.D.R. を含めて）
10. 倒産手続きにおける利害関係者との模擬交渉演習

1. 裁判における訴え提起以降の主張
2. 裁判における立証活動
3. 裁判上の和解への対応
4. 紛争の解決における弁護士の役割

◆教科書

特に指定せずに、講義では予め T K C に掲載しておくレジュメ及び具体的なケースを基にして議論・検討を行います。

◆参考書

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義』（民事法研究会）
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』（弘文堂）
※必ずしも購入して通読する必要はありません。

◆成績評価の方法

「ケース研究」「模擬相談・交渉演習」及び「ケース起案」を通じての議論・検討の状況を基にします。

海外の臨床法学教育

中国における 臨床法学教育 —西北政法大学と中山大学の場合—

浜辺陽一郎
胡光輝
榎村太市
宮川成雄